

営業譲渡に関する基本合意書

株式会社北陸銀行（以下「甲」という。）、株式会社日本承継銀行（以下「乙」という。）、および株式会社石川銀行（以下「丙」という。）は、丙から乙経由、甲への営業譲渡に関し、以下のとおり合意する。

第1条（営業譲渡）

- 1 甲および乙は、乙が丙と平成14年3月28日締結した営業譲渡契約書に基づき、丙から譲り受ける営業（以下「石川銀行事業部」という。また、この営業譲渡を以下「第1営業譲渡」という。）を甲、株式会社北國銀行、株式会社富山第一銀行、金沢信用金庫および能登信用金庫へ譲渡する一環として、石川銀行事業部の一部を甲に譲渡するにつき、平成14年12月末日までを目処に、営業譲渡に関する契約（以下「第2営業譲渡契約」といい、この営業譲渡を以下「第2営業譲渡」という。）を締結することに合意し、丙もこれに同意する。
- 2 甲、乙および丙がやむを得ない事情があると認めるときには、合意のうえで前項の期限を延長することができる。
- 3 第2営業譲渡に係る営業譲渡日については、甲、乙および丙が協議のうえ決定する。ただし、この営業譲渡日は第1営業譲渡にかかる譲渡日と同日とする。

第2条（譲渡条件）

- 1 第2営業譲渡は、主として別紙記載の店舗に係る営業を対象とする。
- 2 甲は、丙の従業員の取り扱いについては、甲、乙および丙が協議のうえ決定する。

第3条（資産等の譲渡）

- 1 甲は、預金保険法第93条第1項の規定に従い、株式会社石川銀行金融整理管財人より金融庁長官宛に提出される株式会社日本承継銀行が保有する資産として適当であることの確認申請書に基づき、金融庁長官より乙が丙より承継することが適当である旨の確認がなされた資産（以下「適資産」という。）のうち、主として別紙に記載する丙の店舗等に属する資産を、第2営業譲渡に係る営業譲渡日に乙より譲り受けるものとする。
- 2 適資産・営業権・営業譲渡費用等の価額については、甲、乙および丙が協議のうえ決定する。

第4条（負債及び付随業務の引受）

甲は、第2営業譲渡に係る営業譲渡日時点において乙に発生する預金（雑益処理済の睡眠預金を含む）および営業上乙に発生している預金を除く負債ならびに同日現在乙において行われている付随業務を、第2営業譲渡に係る営業として引き継ぐものとする。

第5条（訴訟案件の引継ぎ）

第2営業譲渡に係る訴訟案件の引継ぎについては、甲のために適切な措置が図られるよう、甲、乙および丙が協議のうえ決定する。営業譲渡日以前に発生した丙の事情により、営業譲渡後に訴訟等の係争化のおそれのある案件の取り扱いについても同様とする。

第6条（後発事象等の調整）

第2営業譲渡に係る後発事象等の調整については、甲、乙および丙が協議のうえ決定する。

第7条（調査）

- 1 乙および丙は、本合意書締結後、甲または甲の指定する第三者が丙に立ち入り、帳簿・書類等を調査することを承認する。
- 2 前項の調査の時期・期間・方法等については、別途甲、乙および丙が協議のうえ、決定する。
- 3 乙及び丙は、前条項に基づく調査につき可能な範囲で協力する。

第8条（費用負担）

第2営業譲渡に関して生じる費用の負担については、別途甲、乙および丙が協議のうえ決定する。

ただし、第7条に定める費用はすべて甲の負担とする。

第9条（守秘義務）

- 1 甲丙間の秘密保持に関しては、甲が丙と締結した守秘義務協定書（以下「守秘義務協定書」という。）が適用されるものとする。
- 2 甲乙間の秘密保持に関しては、守秘義務協定書における丙の地位を乙に読み替えて、守秘義務協定書が適用されるものとする。ただし、守秘義務協定書第3条（直接取引）に関しては適用がなされないものとする。

第10条 (解除条項)

- 1 本合意締結後、甲、乙および丙は第2営業譲渡の締結に向けて誠実に協議を行い、その協議が整わないと判断した当事者は、その他当事者に対して通知を行うことにより本合意を解除できる。
- 2 前項により、本合意が解除された場合、甲、乙および丙は互いに解除に伴う損害賠償その他の金銭的請求権を有しない。

第11条 (営業譲渡対価の授受および方法)


第2営業譲渡に係る対価の授受および方法については、別途甲、乙および丙が協議のうえ決定する。


第12条 (規定外事項の協議)




甲、乙および丙は、本合意書に定めのない事項もしくは本合意書の解釈に関して疑義が生じた場合については、甲、乙および丙間で取り交わした本合意書の趣旨ならびに信義誠実の原則に従い、甲、乙、および丙が協議のうえ、決定する。

以上の合意を証するために本書面を作成し、甲、乙および丙が署名又は記名のうえ捺印し、各一通を保有する。

平成14年11月15日

甲 富山市堤町通り1丁目2番26号
株式会社北陸銀行
取締役頭取 高木繁雄 

乙 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
株式会社日本承継銀行
代表取締役 田中紘一 

丙 株式会社 石川銀行
金融監理官 勝木重三 
金融監理官 中山博之 
金融監理官 預金保険機構
理事長 松田昇 



(別紙)

本店営業部、橋場支店、野町支店、小立野支店、犀川大通り支店、鳴和支店、
横山町支店、野々市支店、上荒屋支店、増泉支店、天神町支店、松村支店、笠舞支店、
元町支店、問屋町支店、寺地支店、松任支店、入江支店、三馬支店、泉野支店、
柳橋支店、八日市支店、西念支店、工学部前支店、四十万支店、押野支店、山中支店、
大聖寺支店、小松支店、小松中央支店、山代支店、羽咋支店、珠洲支店、輪島支店、
富山支店、富山南支店、新潟支店、福井支店、福井東支店、大阪支店、名古屋支店、
東京支店

以上42ヶ店